

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。

マイナンバー制度の運用開始！

いよいよこの1月から、マイナンバー制度の運用が始まります。

事業所が職員のマイナンバー（個人番号）を記入する最初は、多くの場合、採用や退職の際の雇用保険の手続きになると思います。（社会保険関係は一年後から）

たとえば1月1日採用の職員がいる場合、その方のマイナンバーを教えてもらい、「雇用保険被保険者資格取得届」に記載してハローワークへ提出しなければなりません。

雇用保険関係の書類にマイナンバーを記載するのは、事業所の義務とされました。ただし、職員がマイナンバーの提供を拒否しているといった場合には、番号の記載なしでも受理してくれるということです。（ただ、事業主として職員には十分に説明をし、提供してもらう努力をせよ、とのこと）

なお、新規採用職員からマイナンバーを教えてもらう際には、「番号確認」と「本人確認」をしなければなりませんし、利用目的を通知することも必要です。

いよいよ制度が動き始め、実際に職員のマイナンバーを扱う場面が出てきます。事業所としての決まりごとを職員に徹底し、不用意な流出事故などのないよう十分ご注意ください。

※雇用保険関係のマイナンバーに関する情報は、厚労省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html> でご確認ください。

残業代の計算方法を教えてください ④

残業代に関して近年増加しているのが、未払い残業の問題です。

残業代など賃金請求権の時効は2年となっています。つまり、もし未払い残業があり、職員から請求された場合には過去2年分をさかのぼって支払わなければならないということです。

単純計算をしてみましょう。

一人につき一日10分の未払いがあったとしたとき、一ヶ月（20日勤務）で200分（＝3時間20分）、残業代の単価が1,500円だとすれば一月に約5,000円。その2年分で12万円になります。

未払いのあった職員が30人いれば、360万円もの支払いが必要になる計算です。（実際にはさらに遅延損害金（いわゆる延滞金）が加算されます）

たかが一日10分のことと安易に考えていると、とんでもない金額を支出しなければならない恐れがあるのです。事業所の経営にも大きな影響を与えてしまいます。

労働基準監督署も、福祉・介護事業所の労務管理にはかなり目を光らせているとも聞きます。いつ監査に入られても堂々としていられるよう、コンプライアンスを念頭に事業所運営をしていきたいものです。

加えて、職場の業務改善や効率化などにより、残業そのものを減らしていく取り組みも重要です。

（このテーマは終わります）

セミナー第4弾 開催決定！

当事務所では、「福祉・介護事業所の労務管理・人材育成セミナー」の第4弾を開催します。

- ・日 時 平成28年3月2日（水）13時30分～16時
- ・会 場 長野市若里市民文化ホール 会議室3
- ・テーマ 「人事考課・評価制度」「28年度の法改正」

受講料等の詳細、お申込みについては、FAX送信や当事務所HPでご案内しております。

今年度最後のセミナーとなります。多くの事業所様のご参加をお待ちしています！

【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL : 026-217-3152 FAX : 026-217-3153

URL : <http://www.sugiyama-sr.net/>

Mail: mail@sugiyama-sr.net